

# 「プラチナえるぼし」認定通知書交付式を行いました！

「えるぼし」認定は、行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。

「プラチナえるぼし」認定は、「えるぼし」認定を受けた事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定されます。

## 【令和3年度・第2回】

令和4年3月29日（火）、千葉労働局にて、女性活躍推進法に基づく基準適合認定一般事業主（プラチナえるぼし）認定通知書を交付しました。

## 【認定企業】

◎株式会社千葉銀行（取締役頭取 米本 努）

銀行では全国初の  
プラチナえるぼし認定

令和4年2月10日認定



↑左から 雇用環境改善・均等推進監理官 堀江昌生、雇用環境・均等室長 佐々木晃子、  
総務部長 坂根 登、千葉労働局長 江原由明  
株式会社千葉銀行 取締役常務執行役員 淡路 睦様、同社 ダイバーシティ推進部  
部長 柳川 恵子様、同社 ダイバーシティ推進部 副調査役 若狭 源太郎様

